

総合評価落札方式の改善(二極化)の状況と 今後の方向性

施工能力評価型の運用に関する課題

総合評価落札方式の改善(二極化)の状況と今後の方向性

総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会
(平成25年3月26日)資料

現状	簡易型	標準型	高度技術提案型			
	企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認する場合	発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求める場合	<table border="1"> <tr> <td>高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合</td> <td>有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合</td> <td>通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合</td> </tr> </table>	高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
	高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合			
	確実な施工に資する簡易な施工計画	社会的要請の高い特定の技術的課題に関する施工上の工夫等に係る提案	<table border="1"> <tr> <td>高度な施工技術等に係る提案</td> <td>施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案</td> </tr> </table>	高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
	高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案				
	点数化して評価					
	必要に応じ実施					
提案内容	設計図書に定める標準案に基づき予定価格を作成		技術提案に基づき予定価格を作成			
評価方法						
ヒアリング						
予定価格						
	II型	I型	III型 II型 I型			

高度技術提案型適用対象工
事であるが、標準型を適用
している工事



← **施工能力を評価する** → ← **施工能力に加え、技術提案を求めて評価する** →

見直し	施工能力評価型(仮称)		技術提案評価型(仮称)			
	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
		施工計画	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
	実績で評価	可・不可の二段階で評価	点数化			
	実施しない	必要に応じて実施(施工計画の代替も可)	WTO対象工事は必須※1、それ以外は必要に応じて実施	必須		
実施しない	ヒアリングの適用に際し必要に応じて実施	WTO対象工事は必須※2、それ以外は必要に応じて実施	必須※2			
予定価格	標準案に基づき作成		標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成		
	II型	I型	S型	AIII型	AII型	AI型

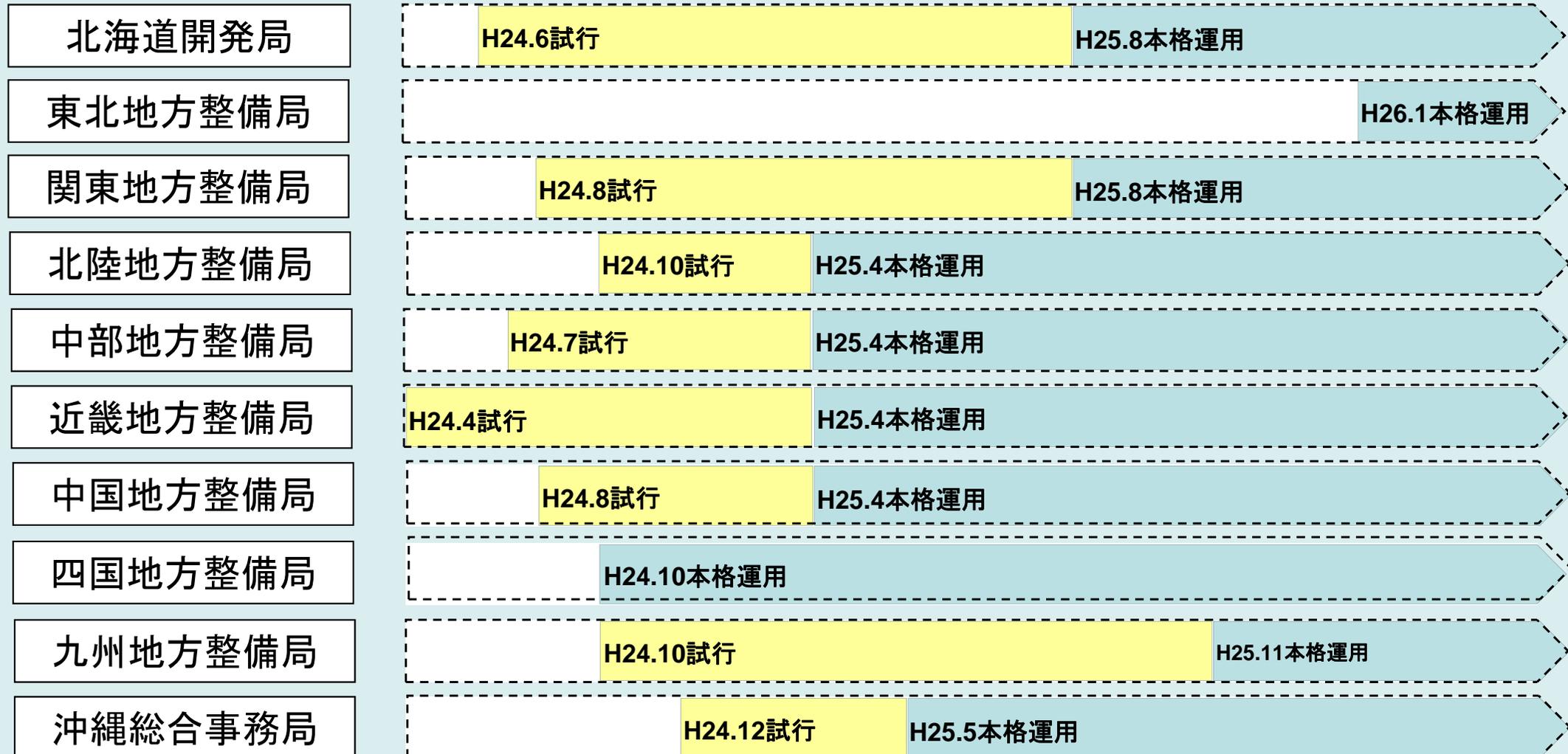
総合評価落札方式の改善(二極化)の状況と今後の方向性

総合評価方式の活用・改善等による
品質確保に関する懇談会
(平成25年3月26日)資料

各地方整備局等別の新方式の導入時期

平成24年度

平成25年度



課題 施工能力評価型の運用に関する課題

論点①：施工計画を求める工事の考え方

- ◆ 「施工計画を求めて企業の能力を評価する必要がある」かどうかの判断の違いによる I・II 型の適用のばらつき
 - 初年度において各整備局間で大きなばらつきが見られた
初年度の実施状況を踏まえて各整備局で運用を見直されたものの、依然としてばらつきは大きい
- ◆ 施工計画を求めて企業の能力を評価する必要がある工事の考え方
 - 一部の工種・難易度において、65点未満(次回以降の入札時に実績として認められない点数)の工事や、I 型の最低点を下回る工事が多く発生するなど、I・II 型で下位の分布に大きな差が見られる
 - 施工能力評価型 II 型を適用した場合に、品質低下の傾向の見られる工種・難易度について、施工計画を求める必要がないかを検討する

論点②：施工計画の求め方、審査の仕方

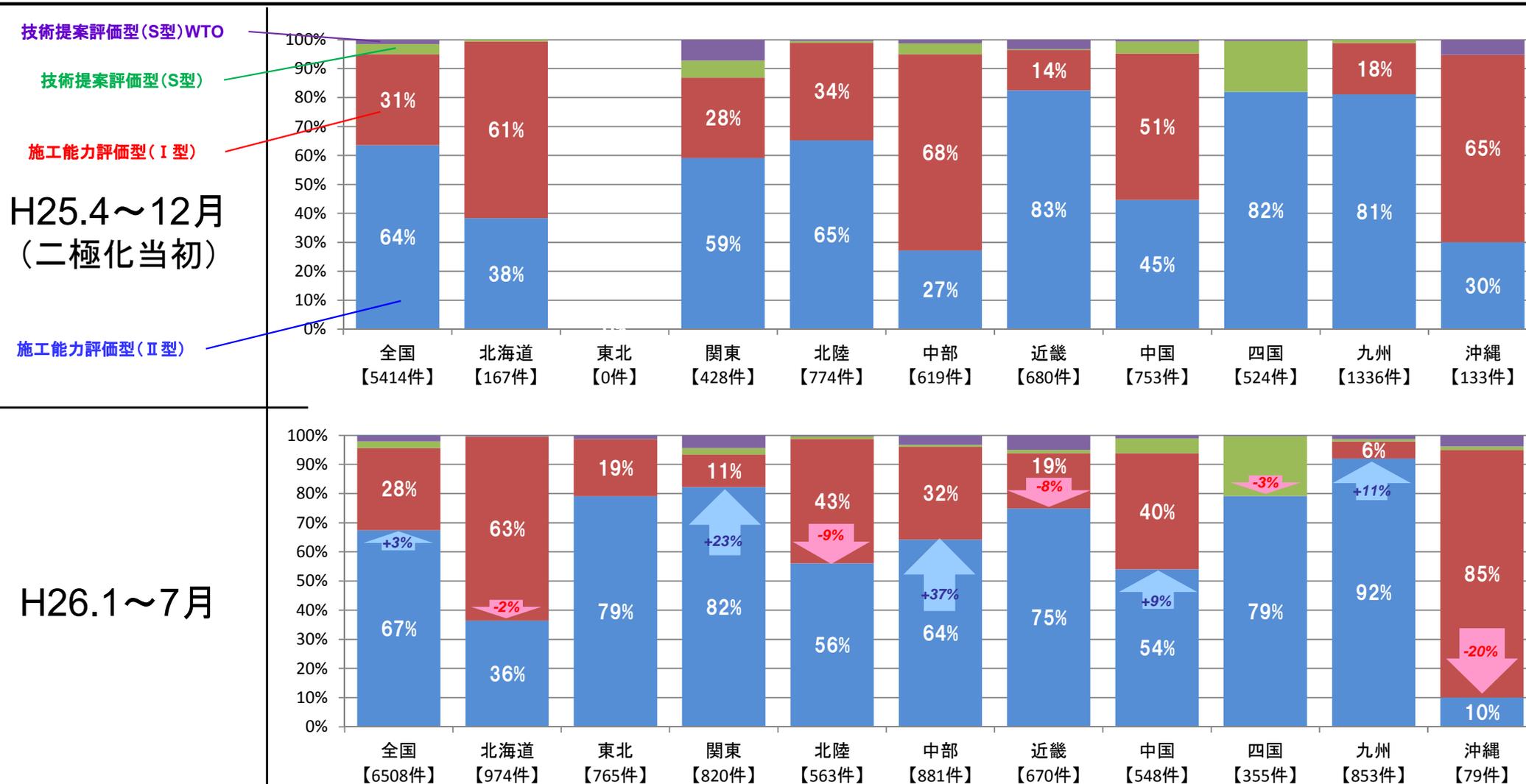
- ◆ 「不可」と審査した工事の割合のばらつき
 - 施工計画を「不可」と審査した工事の割合は、各整備局等により大きなばらつきがある
- ◆ 施工計画の求め方や審査の仕方の運用上の工夫を共有
 - 各整備局における施工計画の求め方、審査の仕方に違いがある
 - 施工計画の求め方については、
「検討事項(想定されるリスク)」や「施工の段階・箇所」を明示する・しないの違いがある
 - 審査の仕方についても、審査基準を明確化する・しないの違いがある
 - 施工計画を求める際の「検討事項」や「施工の段階・箇所」の明示や審査基準を明確化する
取組を各整備局間で共有するとともに、工事の性格に応じた適切な「施工計画の求め方」や「審査の仕方」を整理する

総合評価落札方式の改善(二極化)の状況と今後の方向性

論点①：施工計画を求める工事の考え方

(1) 施工能力評価型におけるタイプ選定の状況

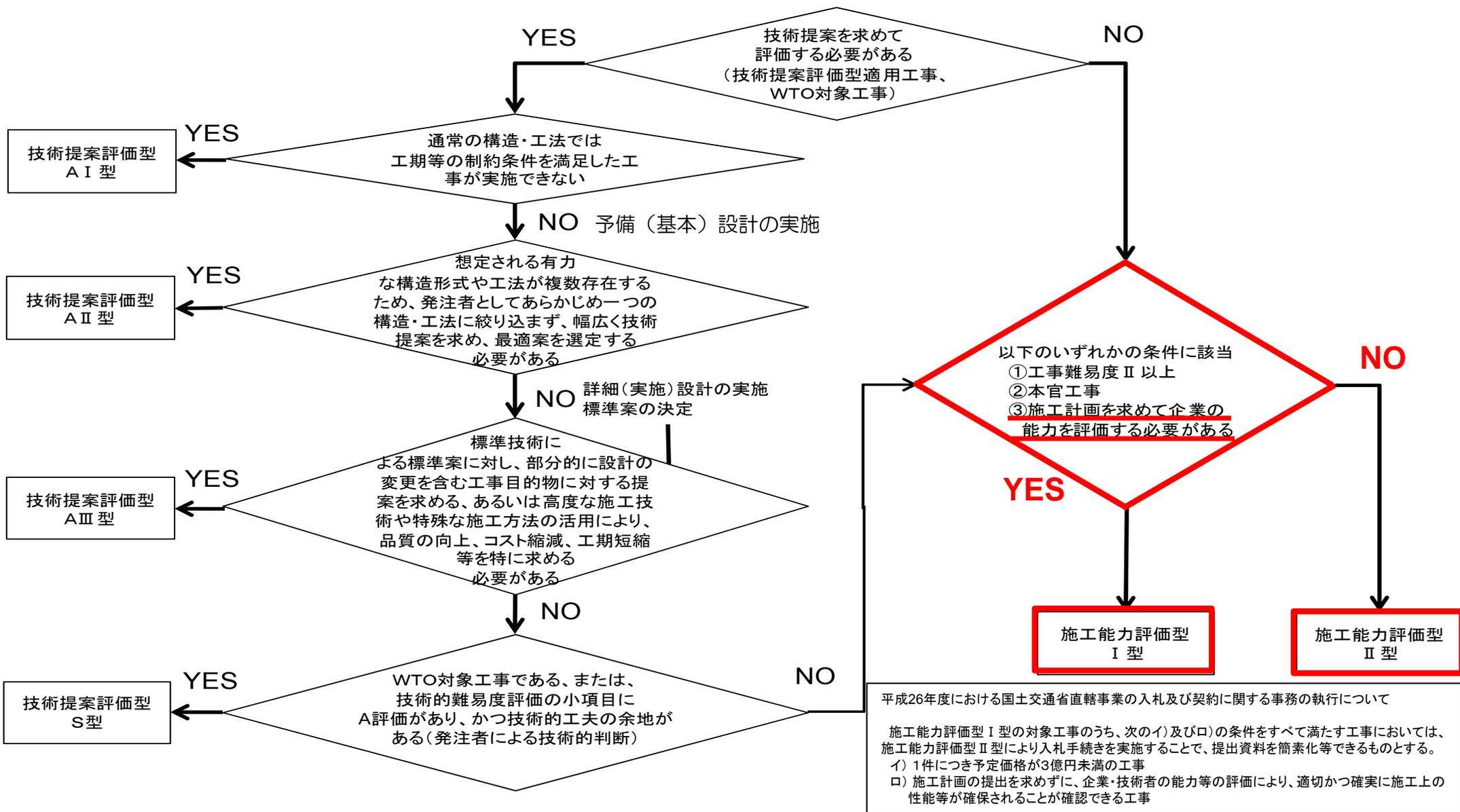
■ 初年度において各整備局間で大きなばらつきが見られた
初年度の実施状況を踏まえて各整備局で運用を見直されたものの、依然としてばらつきは大きい



※各地方整備局及び北海道開発局、沖縄総合事務局における契約工事を対象(港湾・空港関係工事は除く)

総合評価落札方式の改善(二極化)の状況と今後の方向性

総合評価落札方式の運用ガイドラインによる選定フロー



平成26年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について

施工能力評価型Ⅰ型の対象工事のうち、次のイ)及びロ)の条件をすべて満たす工事においては、施工能力評価型Ⅱ型により入札手続きを実施することで、提出資料を簡素化等できるものとする。

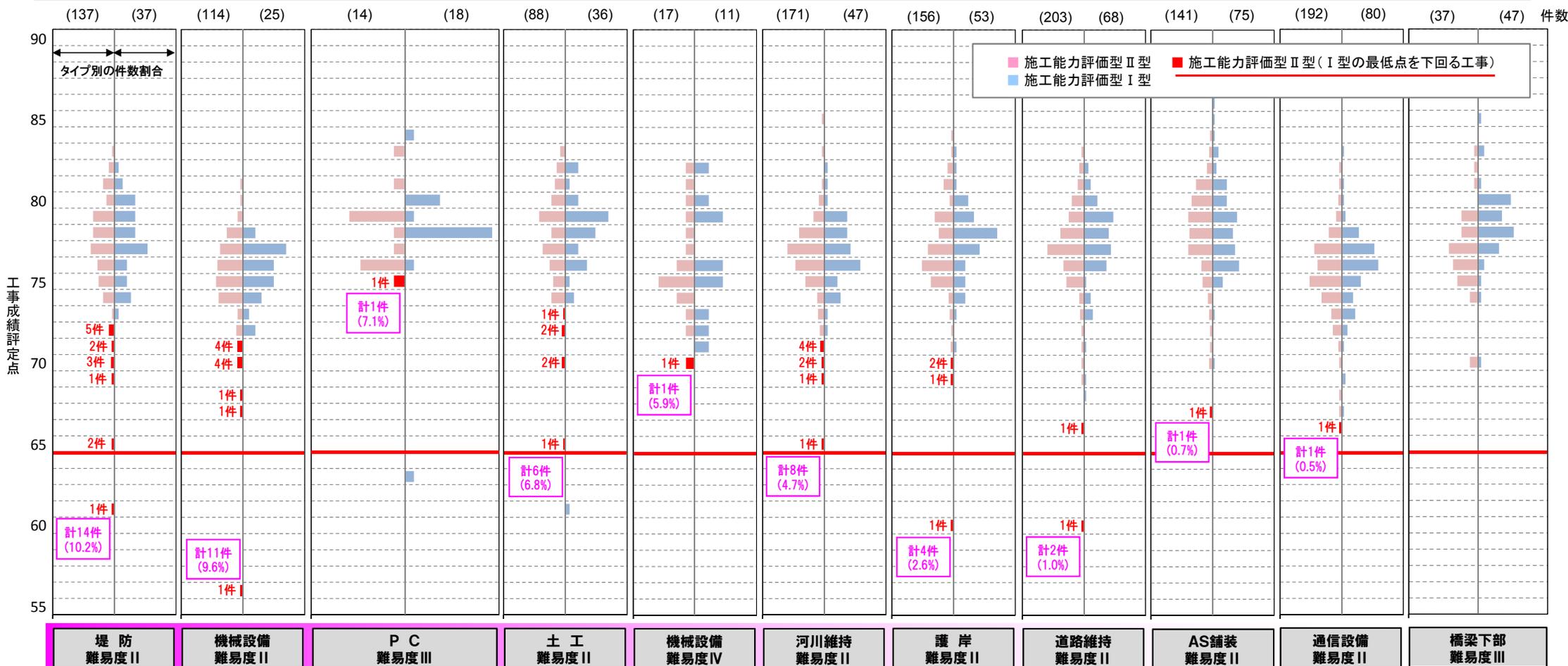
イ) 1件につき予定価格が3億円未満の工事
 ロ) 施工計画の提出を求めずに、企業・技術者の能力等の評価により、適切かつ確実に施工上の性能等が確保されることが確認できる工事

総合評価落札方式の改善(二極化)の状況と今後の方向性

(2) II型における施工計画を求めて企業の能力を評価する必要のある工事の考え方

■ 工種・難易度によって工事成績評定点の下位の分布状況が異なる

- ・「堤防(難易度II)」、「機械設備(難易度II)」、「PC(難易度III)」、「土工(難易度II)」、「機械設備(難易度IV)」において、I型の最低点を下回る工事が多く発生
- ・「堤防(難易度II)」、「機械設備(難易度II)」、「護岸(難易度II)」、「道路維持(難易度II)」において、65点を下回る工事が発生



品質低下の恐れ

※平成25年度契約工事データと工事成績データのマッチングができた工事のうち、工種・難易度別の両タイプの件数が10件以上の工種を対象に整理

施工計画を求めて企業の能力を評価する必要のある工事の考え方

- 一部の工種・難易度において、同種工事の施工実績として認められない工事成績評定点(65点)を下回る工事や、I型の最低点を下回る工事が多く発生するなど、I・II型で下位の分布に大きな差が見られる
- 施工能力評価型II型を適用した場合に、品質低下の傾向の見られる工種・難易度について、施工計画を求める必要がないかを検討する

論点②：施工計画の求め方、審査の仕方

(1) 施工計画を「不可」と審査した工事の発生状況

■ 施工計画を「不可」と審査した工事の発生割合は、各整備局等により大きなばらつきがある

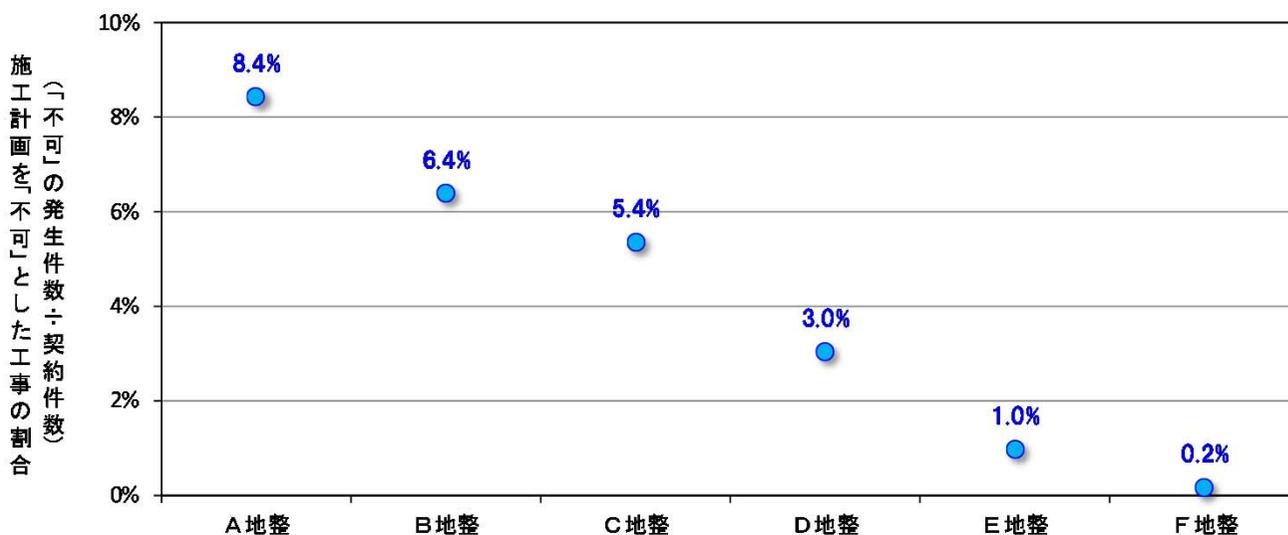
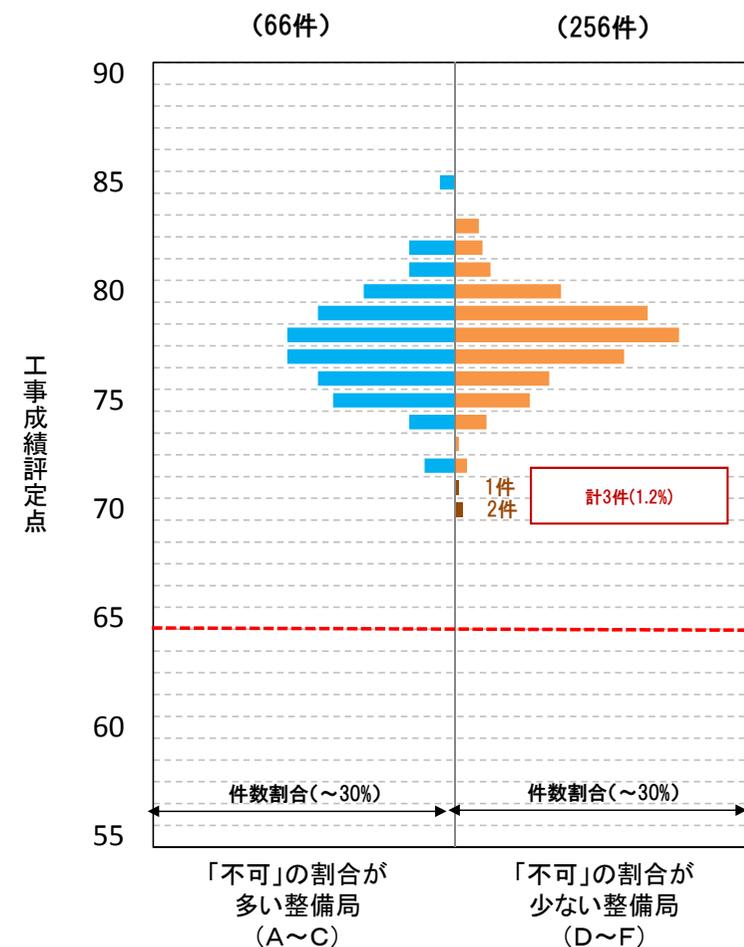


図 各整備局等における施工計画を「不可」とした工事の割合
(平成25年度契約工事)

【参考】工事成績の状況(一般土木工事)



※平成25年度の施工能力評価型I型のうち、施工計画を「不可」とした工事件数が把握された整備局を対象に整理
工事成績は、工事成績データがマッチングできた工事を対象に整理

総合評価落札方式の改善(二極化)の状況と今後の方向性

(2) 適切な審査のための施工計画の求め方、審査の仕方

■ 各整備局における施工計画の求め方、審査の仕方に違いがある

【入札説明書における施工計画の記載例】

5. 技術的能力の審査及び総合評価に関する事項

(1) 施工計画に関する審査

工事中の振動抑制に関する施工計画を求める。

4. (6)の「適切である」とは、現地の現場条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて、本説明書(別添図面等を含む。)の設計図面及び仕様等に示した工事内容を施工する能力を有していると認められるものである。ただし、当工事における施工計画に対する主な施工条件は、下記のとおりである。

(施工条件)

- ①施工計画を記載するにあたって、発注者として新たに他機関又は他工事との協議又は調整が必要となるものは、原則評価しない。
- ②施工時期・施工時間帯の変更により実施不可能となるものは原則認めない。
- ③本工事において、施工時間帯は昼間(8時～17時)を予定している。
- ④工事中の振動抑制に関する施工計画
 - ・現場施工箇所は土木工事共通仕様書に示す「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」による住民の生活環境を保全する必要がある地域である。
 - ・土留・仮締切工(P1、P7)は、油圧式可変超高周波型パイロハンマの打込み引抜きを見込んでいます。
 - ・土留・仮締切工(P3、P5)は、電動式パイロハンマの打込み引抜きを見込んでいます。
 - ・施工機械(クレーン含む)は低騒音型機械を見込んでいます。
- ⑤下部工切断は、ワイヤーソーイング切断等で見込んでいます。
- ⑥工事中に使用する工事用仮栈橋の構造は積算用参考図のとおり。
- ⑦施工条件の詳細は、特記仕様書、現場説明書追加事項による。

なお、施工計画(別記様式4)に記載された内容については、工事着手前に提出する施工計画書へ記載すること。

【施工計画の求め方の例】

①「検討事項(想定されるリスク)」を明示	施工時における周辺環境に対する対応
②「検討事項(想定されるリスク)」、「施工の段階・箇所」ともに明示	道路照明維持補修工を実施するにあたって、ランプ交換が現道上での高所で作業を行わなければならないことから、現道上の高所作業時の安全性を確保するための着目点と施工方法について
③「検討事項(想定されるリスク)」、「施工の段階・箇所」ともに明示せず	施工時における留意点とそれに対する対応

【審査の仕方の例】

①審査基準を明確化せず	記述された内容が適正でない(未記載含む)場合
②審査基準を明確化	<ul style="list-style-type: none"> ①「課題」、「着目点と着目理由」、「着目点に対応した施工方法」のそれぞれの関係が適切でない場合 ②工事の内容と無関係である場合 ③関係法令に違反するもの ④基準や指針と不整合な記載である場合 ⑤施工に対する安全性への配慮に欠けるもの ⑥その他、適切な履行がなされない恐れがある場合

◆ 施工計画の求め方や審査の仕方の運用上の工夫を共有

○ 各整備局における施工計画の求め方、審査の仕方に違いがある

○ 施工計画の求め方については、

「検討事項(想定されるリスク)」や「施工の段階・箇所」を明示する・しないの違いがある

○ 審査の仕方についても、審査基準を明確化する・しないの違いがある

○ 施工計画を求める際の「検討事項」や「施工の段階・箇所」の明示や審査基準を明確化する

取組を各整備局間で共有するとともに、工事の性格に応じた適切な「施工計画の求め方」や「審査の仕方」を整理する

施工能力評価型の導入に伴う影響

課題 施工能力評価型の導入に伴う影響

論点①：特定の企業の受注状況

- ◆ 特定の企業に受注が偏るようになっていないか [予定価格3億円未満の一般土木工事※一般土木CD]
 - 全体受注件数の上位企業(上位10%、20%)の受注件数割合は、二極化前後で大きな変化は見られない

論点②：新規参入の状況

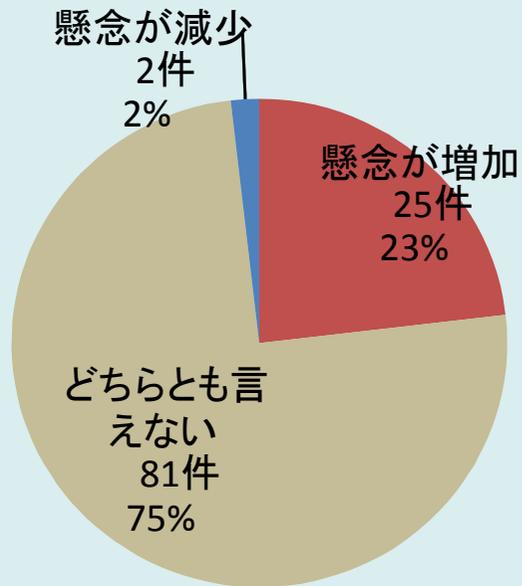
- ◆ 新規参入が困難になったのではないか [予定価格3億円未満の一般土木工事※一般土木CD]
 - 新規参入企業が参加した企業の割合、新規参入企業が受注した工事の割合ともに、二極化前後で大きな変化は見られない
 - 特定企業の受注状況、新規参入の状況ともに大きな変化は見られないが、引き続き特定企業の受注偏りや企業の新規参入の阻害などの発生についてデータを注視する
- ◆ 実績のない(少ない)企業の参加を促す試行のフォローアップ
 - 各地方整備局では、実績のない(少ない)優良な企業にも入札参入を促すため、試行を実施している
 - 関東地方整備局では、H25年度に「Ⅰ. 企業の実績を加点評価せずに技術提案のみを評価する取組」
「Ⅱ. 地方公共団体における実績を評価する取組」を試行
 - 試行結果のデータを引き続き分析し、より効果的な取組を検討する

特定の企業への受注偏り、企業の新規参入の阻害

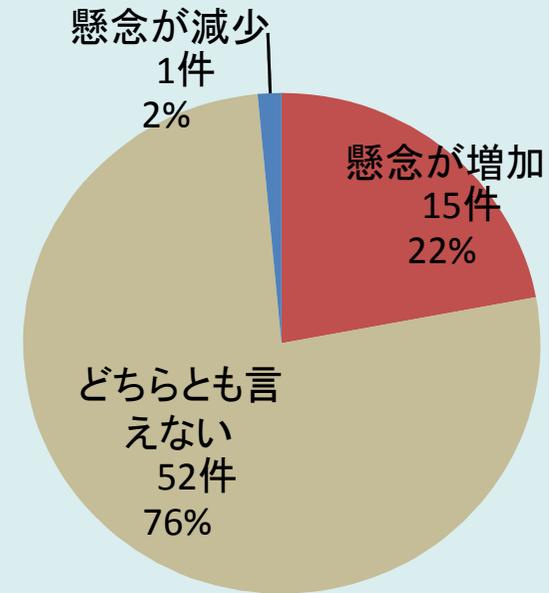
■施工能力評価型では、発注者の2割が「特定の企業への受注偏り」の懸念が増加と回答

発注者 からの回答

施工能力評価型(Ⅱ型)



施工能力評価型(Ⅰ型)



発注者の 主な意見

- ・受注する企業に偏りが発生する懸念がある
- ・企業及び技術者の表彰が有効期間内に複数回使用できるため、特定企業が有利となる
- ・施工実績のある業者が今まで以上に優位となり、新規企業の参入が不利となる

競争参加者 の主な意見

- ・企業の基礎評価点そのものが受注につながるため、受注出来る企業が固定化してしまう
- ・受注実績の少ない中小企業にとっては、工事表彰等の加点が大きく影響している
- ・企業が工事実績(より高い同種性)を持っていない場合には大差が生じる

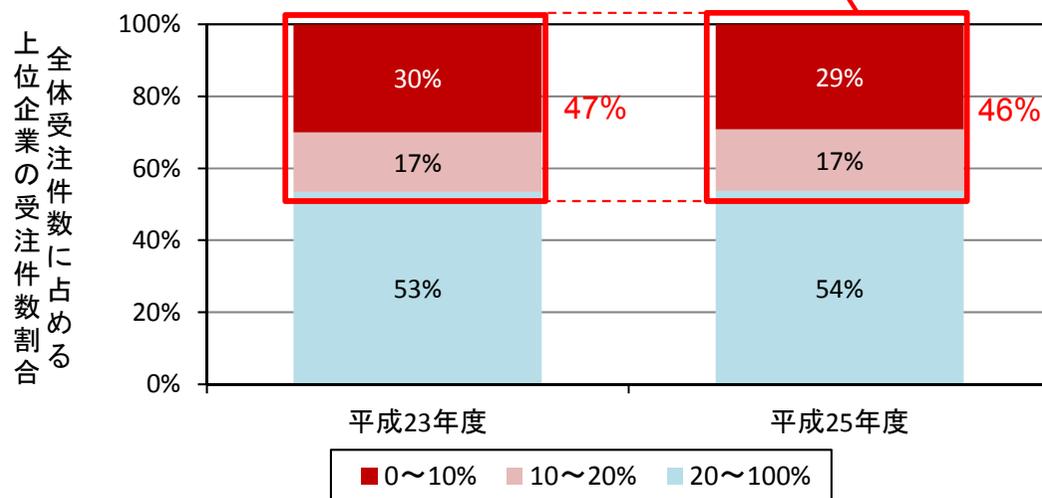
論点①：特定の企業の受注状況

[特定の企業に受注が偏るようになっていないか]

直轄工事における特定企業の受注状況(予定価格3億円未満の一般土木工事※一般土木CD)

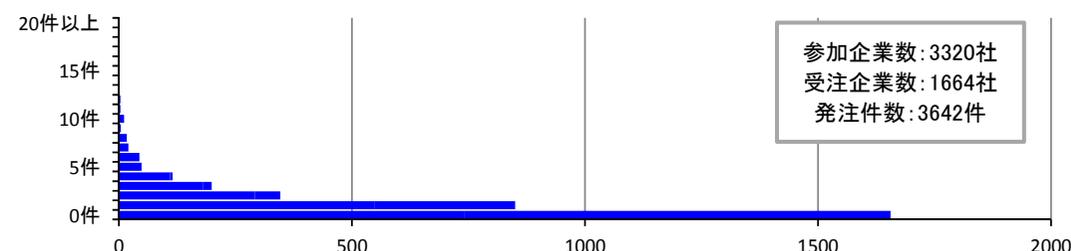
■全体受注件数の上位企業(上位10%、20%)の受注件数割合は、二極化前後で大きな変化は見られない

受注件数の上位企業20%の受注件数割合は、1%減少

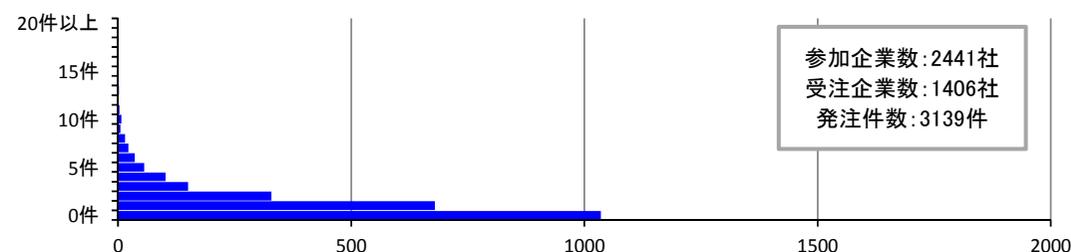


注1) 10地方整備局等の一般土木工事(CDランク)を対象に整理(価格競争は除く)
 注2) 平成25年度は、新方式適用工事のみを対象に整理

①二極化導入前(H23年度通期)



②二極化導入後(H25年度通期)



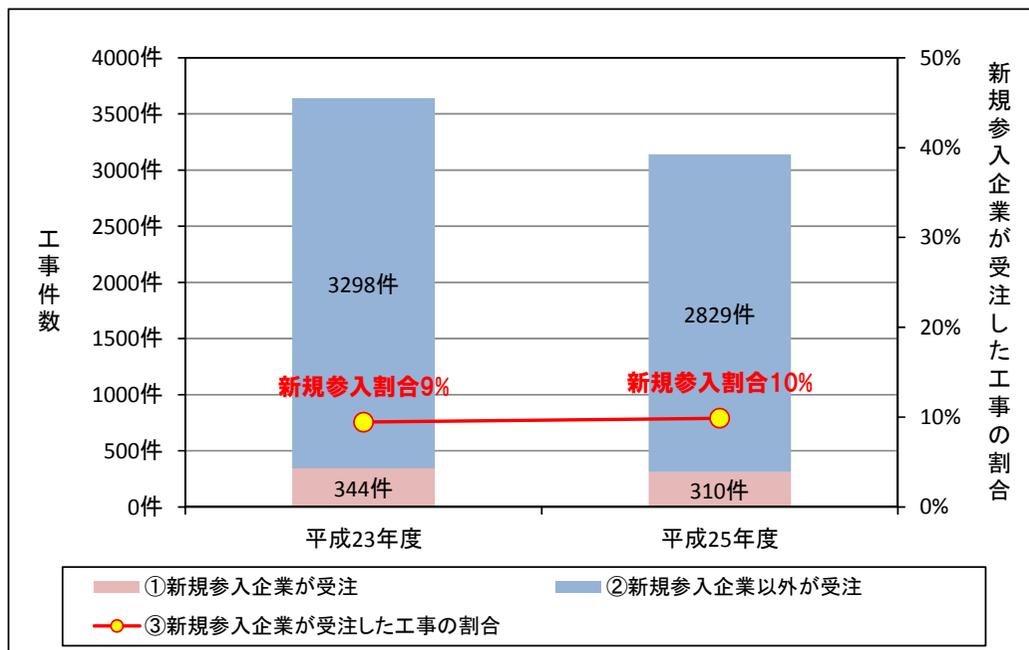
論点②：新規参入の状況

[新規参入が困難になったのではないか]

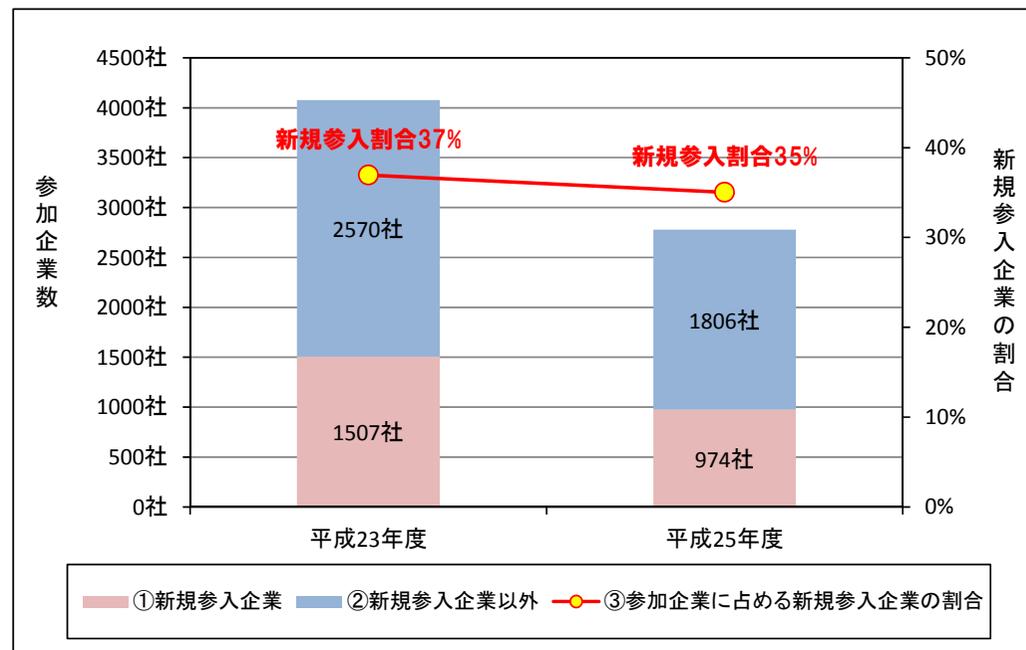
直轄工事における新規参入の状況(予定価格3億円未満の一般土木工事※一般土木CD)

■ 発注工事のうち新規参入企業の受注工事の割合、参加企業のうち新規参入企業の割合ともに二極化前後で大きな変化は見られない

発注工事のうち新規参入企業の受注工事の割合



参加企業のうち新規参入企業の割合



注1) 10地方整備局等の一般土木工事(CDランク)を対象に整理(価格競争は除く)

注2) 新規参入企業は、過去3年間における同整備局・同工事種別の発注工事の受注がない企業として整理

注3) 平成25年度は、新方式適用工事のみを対象に整理

特定企業の受注状況、新規参入の状況ともに大きな変化は見られないが、引き続き特定企業の受注偏りや企業の新規参入の阻害などの発生についてデータを注視する

論点②：新規参入の状況

[実績のない(少ない)企業の参加を促す試行のフォローアップ]

- 各地方整備局では、実績のない(少ない)優良な企業にも入札参入を促すため、試行を実施している
- 関東地方整備局では、H25年度に「Ⅰ. 企業の実績を加点評価せずに技術提案のみを評価する取組」
「Ⅱ. 地方公共団体における実績を評価する取組」を試行

Ⅰ. 企業の実績を加点評価せずに技術提案のみを評価する取組 (技術提案チャレンジ型総合評価方式)【関東地方整備局】

目的：国が発注する工事への新規参入を促す工事の試行
概要：工事成績や表彰等の過去の実績が少ない企業も含め、技術力のある企業が競争参加(チャレンジ)し、受注機会を確保出来る環境をつくる。
対象：3億円未満の施工能力評価型(Ⅰ、Ⅱ型)
評価の考え方：簡易な施工計画のみを評価(20点満点)
提案項目を4項目とし、評価項目に対する配慮すべき事項等が適切かつ具体的かどうかを評価する。

Ⅱ. 地方公共団体における実績を評価する取組 (自治体実績評価型総合評価方式)【関東地方整備局】

目的：国が発注する工事への参入を促す工事の試行
概要：国が発注する公共工事の受注機会が少なくなることへの対応として、都県、政令指定都市の工事成績・表彰も評価対象とする。
対象：3億円未満の「一般土木」、「As舗装」、「維持修繕」の工事の施工能力評価型(Ⅰ、Ⅱ型)
評価の考え方：企業の工事成績 → 地方公共団体等の工事成績を、過去3年間以内の同一機関2件以上の平均値により評価

総合評価落札方式の改善(二極化)の状況と今後の方向性

【参考】 関東地方整備局による「技術提案チャレンジ型総合評価方式」の試行

「技術提案チャレンジ型総合評価方式」の概要

1. 試行目的
新規参入が難しい、工事成績や表彰等の過去の実績の少ない企業も含め、技術力のある企業が競争参加(チャレンジ)し、受注機会を確保できる環境を造る。
2. 対象工事
施工能力評価型(3億円未満)
3. 評価の考え方
 - 評価点 : 20点満点
 - 評価項目 : 技術提案(簡易な施工計画)(5段階評価: V(20)、IV(15)、Ⅲ(10)、Ⅱ(5)、Ⅰ(0)、欠格)
工事の確実な施工に資する施工計画を評価することとし、発注者の示す設計図書の通りに施工する上での配慮すべき事項「施工上配慮すべき事項」が適切であるものに優劣を付け、評価する。
 - 評価方法 : 提案項目は4項目とし、評価項目に対する配慮すべき事項等が適切かつ具体的かどうか評価する。

項目	細目	評価項目例	技術提案チャレンジ型		
			満点	評価点	選択
①技術提案	簡易な施工計画	関係法令や共通仕様書等に準拠した提案である。		20	◎
②企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績			
		②工事成績 当該工種での過去2年間の工事成績評点の平均点(関東地整発注)			
		③工事成績(評価減点)(65点未満の場合)当該工種のみ適用とし、適用期間は通知月から1年間。事故減点は原則適用外			
		④優良工事等表彰 全ての工種を対象に過去1年間優良工事等の表彰の有無(関東地整発注)			
	⑤事故及び不誠実な行				
	自由設定項目	⑩自由設定項目(※1)			
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	①同種工事の施工実績過去15年間の施工実績			
		②同種工事の工事成績(資格要件で求めた実績) 過去4年間の施工実績(関東地整発注)			
		③優秀工事技術者表彰 過去4年間で表彰(関東地整発注)			
		④自由設定項目(※2)			
合計				20	

総合評価落札方式の改善(二極化)の状況と今後の方向性

【参考】 関東地方整備局による「自治体実績評価型総合評価方式」の試行

「自治体実績評価型総合評価方式」の概要

- 試行目的
国が発注する公共工事の受注機会が少なくなることの対応として、都県・政令指定都市(以下「都県・政令市」)の工事成績、表彰も評価対象とする総合評価方式を試行
- 試行概要
工事成績の評価
 (企業の技術力:工事成績)(配置予定技術者の技術力:同種工事の工事成績)
 → 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事の工事成績及び都県、政令市の工事成績についても評価
表彰の評価
 (企業の技術力:優良工事等表彰)、(配置予定技術者の技術力:優秀工事技術者等表彰)
 → 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事の表彰及び都県、政令市の表彰についても評価
- 対象工事
 工事規模及び工種:3億円未満の「一般土木」、「As舗装」、「維持修繕」の3工種。
 総合評価タイプ :施工能力評価型 I 型、II 型(地域密着型含む)
 * 活用にあたっては地元情勢等を踏まえて適用
- 評価の考え方
 対象地域:工事成績の評価対象として定める都県、政令市は、**地域要件**で設定したものを対象
工事成績の評価
 企業の施工能力の「工事成績」
 → 関東地方整備局(港湾空港関係を除く)の**工事成績がない場合に限り、提出された都県・政令市の工事成績にて評価**
 ※過去3ヶ年以内における同一発注機関の2件以上の工事成績(実績)の平均点により評価
 配置予定技術者の能力の「同種工事の工事成績」
 → **提出された工事成績にて評価**(複数の工事成績を提出された場合は**最低の評価点**で評価)
表彰の評価
 企業の施工能力の「優良工事等表彰」及び配置予定技術者の能力の「優秀工事等技術者表彰」
 → **提出された表彰にて評価**

施工能力評価型 I 型(一般土木)の配点例

項目	細目	評価項目例	自治体実績評価型			備考
			満点	評価点	選択	
(1) 施工計画	簡易な施工計画	関係法令や共通仕様書等に準拠した提案である。	可・不可	0		
		関係法令や共通仕様書等に準拠していない提案である。				
		配置予定技術者のヒアリング(施工上配慮すべき事項)				
(2) 企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績	6	0		
		②工事成績	6	0	国、都県、政令市の工事成績を評価	
		③工事成績(減点要素)(65点未満の場合)	0~5	0		
		④優良工事等表彰(優良工事表彰)	3	0	国、都県、政令市の表彰を評価	
		⑤優良工事等表彰(安全管理優良受注者表彰)	1	0		
		⑥事故及び不誠実な行為	0~12	0		
	自由設定項目	1)工事成績優秀企業認定	0			
		2)優良下請企業の活用	0			
		3)技術開発実績の有無及び有用な新技術の活用	0			
		4)情報化施工技術の活用	0			
合計4点	5)ISO認証取得状況(9001又は14001)	0				
	6)難工事施工実績(当面必須項目)	0				
	7)難工事功労表彰(当面必須項目)	0				
	8)登録基幹技能者等の活用	0				
	9)自由設定項目	0				
(3) 配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	①同種工事の施工実績	7	0		
		②同種工事の工事成績(資格要件で求めた実績)	7	0	国、都県、政令市の工事成績を評価	
		③優秀工事技術者表彰	4	0	国、都県、政令市の表彰を評価	
	自由設定項目	1)資格	0			
2)過去の同種工事の施工経験		0				
3)継続教育(CPD)の取得状況		0				
4)自由設定項目		0				
合計			40			

【各都県、政令市の工事成績評価基準の算出方法】

- 都県・政令市における過去3年間の当該工種の工事成績データを取得
- 都県・政令市の**3ヶ年平均点**を算出し、関東地整の平均点(3ヶ年)と比較し、その割合に応じて評価点の評価基準を算出

例) 関東地整(平均) 76.2点 : 当該都県(平均) 78.5点 → **約1.03倍**

【関東地整:一般土木】 【施工都県・政令市:一般土木】

80点以上 (6点) × 1.03 =	82.4点 = 82点 (6点)
79~75点 (3点) × 1.03 =	81~77点 (3点)
74~70点 (1点) × 1.03 =	76~72点 (1点)
70点未満 (0点)	72点未満 (0点)

技術提案チャレンジ型総合評価方式の試行結果

■概要

技術力のある企業が競争参加(チャレンジ)し、施工上配慮すべき事項についてのみ評価を行い、提案内容について5段階(H26年度は4段階)で評価を行う総合評価方式。
(対象工事:分任官工事〔施工能力評価型〕)

■H25年度試行件数

H25 契約件数	件数 1
-------------	---------

■H25年度試行結果

●試行結果

- 1) 公告資料は24社がダウンロードし、参加企業は国実績のある1社のみ。
- 2) 応札した企業の国実績は、H17、H19、H24に3件、国の受注実績は少ない。
- 3) 国実績の少ない企業の参加であるがサンプルが少なく効果は不明。

<今後の対応等>

提案項目数を見直して、引き続き試行を実施。

工事名	企業名	提案テーマ	評価値
H25相模川須賀築堤その他工事	A社	[施工上配慮すべき事項] ①近接家屋への騒音対策または振動対策 ②工事車両出入り口付近の安全確保 ③粉塵等の飛散防止 ④盛土材の締固め管理	15 / 20

※ A社の施工実績:神奈川県内の湘南地域が主(県企業庁、県企業団、藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市)

総合評価落札方式の改善(二極化)の状況と今後の方向性

自治体実績評価型総合評価方式の試行結果

■概要 都県・政令市の工事成績、表彰を国の工事成績及び表彰と同等に評価する総合評価方式。
 (対象工事:分任官工事の「一般土木」、「As舗装」、「維持修繕」〔施工能力評価型〕)

■H25年度試行件数

H25	件数
契約件数	9

■H25年度試行結果

●試行結果

- 1)「上武道路日輪寺改良その4工事」は、過去3ヶ年以内に直轄での実績がない企業が落札。
- 2)その他の工事においても、自治体の工事成績や表彰を実績として競争参加した企業もあり。

<今後の対応等>

- 1) 若手技術者活用評価型と統合して、引き続き試行を実施。
- 2) 参加企業へのアンケート調査の実施。

事務所名	工事名	参加企業	企業の技術力		配置予定技術者の技術力		備考
			過去3ヶ年工事成績	企業表彰	過去4ヶ年工事成績	技術者表彰	
高崎河川国道	上武道路日輪寺改良その4工事	A社	国	事務所長表彰	国	—	
		B社	国	局長表彰	国	—	
		C社	国	局長表彰	国	局長表彰	
		D社	国	局長表彰	—	事務所長表彰	
		E社	国	事務所長表彰	群馬	事務所長表彰	
		F社	国	—	—	—	
		G社	国	—	群馬	事務所長表彰	
		H社	群馬	—	群馬	局長表彰	落札
		I社	国	事務所長表彰	—	—	
高崎河川国道	H25沼田管内舗装修繕(2)工事	A社	国	事務所長表彰	—	—	
		B社	国	局長表彰	国	—	落札
		C社	—	局長表彰	—	群馬県表彰	
		D社	—	局長表彰	—	—	

■H26年度 試行件数 (若手技術者活用評価型と統合)

H26 試行件数	件数	契約済	手続中
	15	6	9

※H26.10末時点